

議第65号

下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月4日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

押印等の見直しにより審査申出書等の書面への署名押印を不要とするため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

下呂市固定資産評価審査委員会条例(平成16年下呂市条例第61号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載 <u>しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人 が法人その他の社団又は財団であるときは、 代表者又は管理人、総代を互選したときは総 代、代理人によって審査の申出をするときは 代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載 <u>し、提出者がこれに署名押印しなければなら ない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 要綱

### 1. 改正理由

押印等の見直しにより審査申出書等の書面への署名押印を不要とするため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 審査申出書への押印及び口述書への署名押印を不要とします。

(第4条、第8条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

